

令和 6 年度
包 括 外 部 監 査 の 結 果 報 告 書

概 要 版

水道事業及び中央卸売市場事業の財務に関する事務の執行
及び経営に係る事業の管理について

岐阜市包括外部監査人
公認会計士 山 田 直 孝

第1 包括外部監査の概要

1 選定した特定の事件（テーマ）

水道事業及び中央卸売市場事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

2 事件（テーマ）を選定した理由

水道事業は、公営企業として独立採算制により事業を運営しているが、人口減少に伴い料金収入が減少しているなか、将来にわたり安定的で持続的な経営を続けることが課題となっている。

令和2年2月に策定された「上下水道事業部経営戦略」では、近年、水道使用者の節水意識の高揚や節水型トイレを代表とする節水型機器の普及が進み、水需要の減少傾向が続く一方で、高度経済成長期以降、急速に整備された大量の水道施設は、今後一斉に更新期を迎え、多額の更新費用が必要となるなど、経営環境は益々厳しさを増していくことが予想されており、経営上の課題が多く存在する。この経営戦略は、令和2年度から令和11年度までの10年間が計画期間であるが、策定から5年が経過する中で、物価高騰などの経営環境の変化や料金改定の実施などから経営戦略の見直しが必要となり、令和7年度に改定することが見込まれている。

一方、水道は、市民生活にとって必要不可欠なライフラインであり、安全・安心な水を安定的、継続的に供給していかなければならない重要な事業であり、災害を想定した給水体制の整備など、水道事業を取り巻く環境の変化に対応することも求められる。とりわけ、令和6年1月1日に発災した能登半島地震の影響等、岐阜市は一層の取り組みが必要になると思われる。

岐阜市中央卸売市場は、生鮮食料品等の流通に重要な地位にあり、生鮮食料品等を生産者から消費者に公正な価格で供給し、岐阜市民の食生活の安定と生産者の利益の向上を図る役割を有しており、重要な社会インフラの一つになっている。

岐阜市中央卸売市場は、そうした重要な社会的機能を担っている一方、地方公営企業法の財務規程定等の一部適用事業として原則的には独立採算で運営を求められ、経営管理の有効性・効率性・経済性かつ安定した事業運営がなされているかは、市民の重要な関心事である。

以上の状況を踏まえ、今年度において水道事業及び中央卸売市場事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を実施することは非常に意義のあることと考え、令和6年度の包括外部監査のテーマとした。

3 外部監査の対象部署

上下水道事業部
中央卸売市場

4 外部監査の対象期間

令和5年度（自：令和5年4月1日 至：令和6年3月31日）

5 外部監査の方法

（1）監査の主な要点

① 合规性の視点

水道事業及び中央卸売市場事業に関する事務は地方公営企業法、地方公営企業法施行令、岐阜市が定める条例その他の法令等及びその趣旨に従い適切に行われているか。

② 有効性・効率性・経済性等の視点

水道事業及び中央卸売市場事業に係る事務が、有効性・効率性・経済性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

（2）主な監査手続

- ① 関係法令、条例、規則、規程等の確認
- ② 関連資料の閲覧
- ③ 担当者への状況聴取
- ④ 質問書の回答入手及び内容分析
- ⑤ 管理台帳の閲覧、必要に応じて関連資料と照合

6 外部監査人を補助した者

公認会計士・税理士	矢野厚登
公認会計士・税理士	富 孝史
公認会計士・税理士	古川有樹
公認会計士・税理士	弓削幸恵
公認会計士	河邊丹理

第2 水道事業の概要

1 水道事業者としての役割

水道法では水道事業者の役割としてその目的を「水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。」（水道法第1条）と規定している。

2 水道事業の沿革

岐阜市は、清流長良川畔に発達した都市であり、豊富な地下水に恵まれており水質も良好なため、そのまま飲み水として利用されていた。

しかし、大正中期ごろから工場排水や家庭排水による井戸への影響が問題となり、良質な水道の必要性が叫ばれるようになった。

また、昭和初期には、衛生的な文化都市として岐阜市が発展していくため、水道の建設が提案され、昭和3年に長良川左岸（鏡岩水源地）に浅井戸を造成し、伏流水を水源として旧岐阜市内南部全域（計画給水人口 55,000 人、一日最大給水量 6,105 立方メートル、総事業費 820,115 円）に給水できるように創設工事に着手し、昭和5年3月には一部給水を始め、昭和9年3月に完成した。

その後、昭和20年7月9日の第2次世界大戦大空襲により市街地の約80%が被害を受けたが、復興が進むにつれ、人口の増加、岐阜市経済の復興、生活様式の変化、産業の発展により水需要が増加していった。水源地の建設や配水管網の整備拡充を行い、昭和62年から平成17年にかけて、32箇所の簡易水道を順次上水道と統合し、給水の安定に重点を置いてきた。また、平成18年1月に柳津町と合併し、水道事業の統合を行った。

現在は、平成27年2月に取得した第10期拡張事業認可（計画給水人口 356,100 人、一日最大給水量 177,300 立方メートル、総事業費 89 億円、令和6年度完成）に基づき、事業を進めており、令和5年度末現在、鏡岩水源地をはじめ17箇所（予備水源を除く。）の水源地が稼働している。なお、これらの水源地から顧客への給水は、ポンプ直送方式や高地に設置した配水池を利用する間接方式で行っている。

また、より安全で安定した水道水の供給を図るため、伏流水を水源とする鏡岩及び雄総水源地において、紫外線処理による高度浄水施設を整備し、平成23年4月から処理を開始した。なお、各水源地や加圧施設の運転は、上下水道事業部本庁舎からの遠隔監視により制御している。

3 水道事業の経営状況

(1) 水道事業の財政状態の推移

令和元年度～令和5年度の貸借対照表の推移は次のとおりである。

(単位：百万円) ※単位未満切捨

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資産の部					
固定資産					
有形固定資産					
土地	1,999	1,995	1,995	2,003	2,003
建物	1,674	1,665	1,660	1,660	1,658
減価償却累計額	△ 860	△ 883	△ 906	△ 932	△ 957
差引;建物簿価	814	782	754	728	701
構築物	89,553	91,463	93,541	95,582	97,816
減価償却累計額	△ 43,100	△ 44,901	△ 46,675	△ 48,481	△ 50,316
差引;構築物簿価	46,453	46,562	46,865	47,101	47,499
機械及び装置	9,839	9,880	10,273	10,287	10,330
減価償却累計額	△ 6,966	△ 7,148	△ 7,315	△ 7,581	△ 7,778
差引;器械及び装置簿価	2,872	2,732	2,958	2,706	2,551
車両運搬具	59	56	53	51	51
減価償却累計額	△ 53	△ 51	△ 50	△ 49	△ 48
差引;車両運搬具簿価	6	4	3	2	2
工具、器具及び備品	190	199	207	188	177
減価償却累計額	△ 149	△ 156	△ 165	△ 149	△ 131
差引;工具、器具及び備品簿価	41	43	41	39	46
建設仮勘定	212	245	216	401	1,422
有形固定資産合計	52,400	52,366	52,834	52,983	54,227
無形固定資産					
電話加入権	0	0	0	0	0
無形固定資産合計	0	0	0	0	0
固定資産合計	52,401	52,367	52,835	52,984	54,228
流動資産					
現金預金	3,335	3,362	3,531	3,127	2,977
未収金	669	614	733	659	813
貸倒引当金	△ 12	△ 12	△ 12	△ 11	△ 9
差引;未収金簿価	656	602	720	648	803
貯蔵品	28	28	30	30	31
前払金	35	75	102	344	113
流動資産合計	4,056	4,069	4,385	4,151	3,925
資産合計	56,458	56,437	57,221	57,135	58,153

(単位：百万円) ※単位未満切捨

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
負債の部					
固定負債					
企業債	28,644	27,674	26,672	26,159	26,455
退職給付引当金	447	477	508	539	514
固定負債合計	29,092	28,152	27,181	26,698	26,970
流動負債					
企業債	2,171	2,171	2,181	2,070	2,014
未払金	975	752	1,298	969	770
賞与引当金	68	68	69	68	66
預り金	14	5	17	17	17
流動負債合計	3,229	2,998	3,567	3,126	2,869
繰延収益					
長期前受金	11,264	11,431	11,617	11,886	12,094
収益化累計額	△ 6,063	△ 6,289	△ 6,476	△ 6,694	△ 6,899
差引:繰延収益	5,200	5,142	5,140	5,191	5,195
負債合計	37,522	36,293	35,889	35,016	35,035
資本の部					
資本金	15,053	16,094	17,124	18,129	19,398
剰余金					
資本剰余金					
国庫補助金	14	14	14	14	14
県補助金	131	131	131	131	131
一般会計補助金	294	294	294	294	294
工事負担金	540	540	540	540	540
受贈財産評価額	110	110	110	110	110
資本剰余金計	1,091	1,091	1,091	1,091	1,091
利益剰余金					
減債積立金	904	908	1,145	1,061	691
当年度未処分利益剰余金	1,885	2,049	1,970	1,836	1,937
利益剰余金計	2,790	2,958	3,116	2,898	2,628
剰余金計	3,881	4,049	4,207	3,989	3,719
資本の部計	18,935	20,144	21,331	22,119	23,118
負債資本合計	56,458	56,437	57,221	57,135	58,153

出典:岐阜市水道事業会計決算書(令和元年度~令和5年度) △はマイナス

(2) 水道事業の経営成績の推移

令和元年度～令和5年度の損益計算書の推移は次のとおりである。

(単位：百万円) ※単位未満切捨

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
営業収益	5,256	5,306	5,264	5,205	5,148
水道料金	5,240	5,284	5,217	5,169	5,120
受託工事収益	－	－	3	－	－
他会計負担金	5	7	25	14	11
その他の営業収益	10	14	17	21	17
営業費用	4,018	3,912	3,986	4,327	4,170
原水及び浄水費	520	477	501	748	630
配水費	291	264	315	376	316
給水費	266	259	254	289	326
受託工事費	－	－	3	－	－
業務費	327	313	307	303	309
総係費	300	257	246	219	185
普及促進費	11	9	8	8	8
減価償却費	2,261	2,290	2,311	2,361	2,366
資産減耗損	39	40	37	20	26
営業損益	1,237	1,394	1,278	877	978
営業外収益	271	285	269	260	320
受取利息及び配当金	0	0	0	0	0
一般会計補助金	6	5	4	4	52
国庫補助金	0	0	－	－	－
県補助金	0	－	－	5	－
長期前受金戻入	260	259	257	247	253
雑収益	3	19	7	2	14
営業外費用	592	539	486	446	423
支払利息及び企業債取扱諸費	587	532	483	435	401
雑支出	5	6	3	10	21
経常利益	917	1,139	1,061	691	875
特別利益	－	5	－	－	－
固定資産売却益	－	5	－	－	－
特別損失	8	－	－	－	－
固定資産売却損	8	－	－	－	－
当年度純利益	908	1,145	1,061	691	875
前年度繰越欠損金					
その他未処分利益剰余金変動額	976	904	908	1,145	1,061
当年度未処分利益剰余金	1,885	2,049	1,970	1,836	1,937

出典：岐阜市水道事業会計決算書（令和元年度～令和5年度）

第3 中央卸売市場事業の概要

1 中央卸売市場事業の根拠

岐阜市中央卸売市場は、卸売市場法第1条及び第4条ならびに農林水産大臣の認可に基づき、昭和46年7月に岐阜市により開設された。地方公営企業法第2条及び岐阜市中央卸売市場業務条例第1条に基づき、岐阜市が中央卸売事業を営むものである。

2 中央卸売市場事業の目的

岐阜市中央卸売市場業務条例第1条には「生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする」旨の定めがある。かかる目的に基づく岐阜市中央卸売市場の基本理念は、以下のとおりである。

「今までも、そしてこれからも、中央卸売市場は、私たちの生活に欠かすことのできない大切な生鮮食料品を、鮮度を保ったまま、衛生的に、かつ、公正な価格で消費者の皆様に供給することにより、食生活の安全、安心、安定を図るよう努めていきます」

3 中央卸売市場の役割

岐阜市中央卸売市場は、生活に欠かすことのできない生鮮食料品を、生産者から消費者へ公正な価格で供給し、岐阜市民の食生活の安定と生産者の利益の向上を図ることを目的としている。

全国の中央卸売市場で取り扱う品目には、青果物、水産物、食肉、花き等があるが、岐阜市中央卸売市場では、青果物（野菜、果実）と水産物（鮮魚・冷凍魚・加工水産物）の2種類を取り扱い、50年以上にわたって、これら品目の円滑かつ公正な供給の役割を果たしてきた。

平成30年6月に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法が改正されたことを受け、今後の中央卸売市場には競争力の向上が期待されるところである。令和2年6月に施行された新卸売市場法は、卸売市場への民間業者の参入制度の導入をはじめ、大幅な規制緩和をすすめる一方で、「卸売市場におけるその他の取引ルール」の設定により、実態に即した各中央卸売市場の運営の裁量を認めている。岐阜市中央卸売市場においても、安全な生鮮食品の流通にかかる公平性・公正性の確保という従来の公共的役割に加え、より高い付加価値を生み出す機能と独自性のある取り組みが求められている。

4 中央卸売市場の経営状況

(1) 中央卸売市場事業の財政状態の推移

令和元年度～令和5年度の貸借対照表の推移は次のとおりである。

(単位:百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資産の部					
固定資産					
有形固定資産					
土地	1,055	1,055	1,055	1,055	1,055
建物	8,671	8,706	8,706	8,886	8,886
減価償却累計額	△ 6,181	△ 6,307	△ 6,436	△ 6,564	△ 6,700
差引;建物簿価	2,490	2,399	2,270	2,322	2,186
構築物	431	431	431	431	431
減価償却累計額	△ 343	△ 348	△ 354	△ 360	△ 366
差引;構築物簿価	88	82	76	70	64
機械及び装置	349	349	349	349	349
減価償却累計額	△ 288	△ 274	△ 281	△ 289	△ 295
差引;機械及び装置簿価	61	75	67	60	53
車両及び運搬具	2	2	2	2	2
減価償却累計額	△ 1	△ 2	△ 2	△ 2	△ 2
差引;車両及び運搬具簿価	1	0	0	0	0
工具、器具及び備品	18	20	21	21	21
減価償却累計額	△ 7	△ 9	△ 11	△ 13	△ 15
差引;工具、器具及び備品簿	10	11	10	7	5
建設仮勘定	0	6	119	0	0
有形固定資産合計	3,706	3,630	3,600	3,516	3,365
投資					
投資有価証券	2	2	2	2	2
固定資産合計	3,709	3,633	3,602	3,518	3,368
流動資産					
現金預金	851	951	1,065	1,089	1,185
未収入金	199	190	199	213	236
前払金	0	0	0	0	0
流動資産合計	1,051	1,141	1,265	1,303	1,421
資産合計	4,760	4,774	4,867	4,822	4,790

(単位:百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
負債の部					
固定負債					
引当金					
退職給付引当金	85	85	85	90	91
固定負債合計	85	85	85	90	91
流動負債					
未払金	125	100	200	131	113
引当金	8	9	9	9	10
賞与引当金	8	9	9	9	10
預り金	0	0	0	0	0
預り保証金	52	42	36	36	36
流動負債合計	186	152	246	178	160
繰延収益					
長期前受金	2,857	2,857	2,857	2,857	2,857
収益化累計額	△ 2,139	△ 2,175	△ 2,211	△ 2,247	△ 2,281
差引:繰延収益	717	681	645	609	575
負債合計	989	919	978	878	827
資本の部					
資本金	3,493	3,493	3,493	3,493	3,493
剰余金					
利益剰余金					
建築改良積立金	224	277	361	395	449
未処分利益剰余金	53	84	33	54	18
利益剰余金計	277	361	395	449	468
剰余金計	277	361	395	449	468
資本の部計	3,771	3,855	3,889	3,943	3,962
負債資本合計	4,760	4,774	4,867	4,822	4,790

(出典:岐阜市中央卸売市場事業会計決算書) △はマイナス

(2) 中央卸売市場事業の経営成績の推移

令和元年度～令和5年度の損益計算書の推移は次のとおりである。

(単位:百万円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
営業収益	417	410	400	446	455
売上高割使用料	124	123	119	121	122
施設使用料	229	229	221	222	218
雑収益	64	57	59	103	113
営業費用	557	501	561	597	658
市場管理費	422	351	416	452	507
減価償却費	135	140	144	144	150
資産減耗費	0	9	0	0	0
営業利益(△は損失)	△ 140	△ 91	△ 160	△ 150	△ 202
営業外収益	201	183	203	215	233
受取利息及び配当金	0	0	0	0	0
他会計補助金	165	147	166	179	199
長期前受金戻入	35	35	35	35	34
雑収益	0	0	0	0	0
営業外費用	8	8	8	10	12
雑支出	8	8	8	10	12
経常利益	53	84	33	54	18
当年度利益	53	84	33	54	18
当年度未処分利益剰余金	53	84	33	54	18

(出典:岐阜市中央卸売市場事業会計決算書)

第4 外部監査の結果

指摘及び意見は、以下のとおりである。指摘9個、意見21個となった。

番号	項目	頁	指摘	意見	内容
1	総合 (水道事業)	88 89 90		●	<水道料金改定についての利用者への広報活動について> 上下水道事業に関する市民意見交換会には、多くの市民が参加し、アンケート調査結果も、“市民意見交換会での説明内容について”は、①よくわかった、②わかった、③少しわかった、の合計で95%、 「岐阜市の上下水道施設の老朽化対策・耐震化の必要性について」では、①強く感じた、②感じた、の合計で92%となっている。アンケート結果からは、参加された多くの市民は、岐阜市水道事業の持続可能性についての理解をしていると考えることができる。 水道料金のあり方についての答申の「むすび」にもあるように、水道事業の役割は、水道法第1条に「水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする。」と規定されており、安心・安全な水を将来にわたって、24時間、365日休むことなく供給することである。 また、持続可能な水道事業経営を維持するためには、水道施設の老朽化・耐震化等の強靱化対策に継続して投資することは必要不可欠である。 岐阜市水道事業の健全で持続可能な事業経営と、岐阜市の水道を利用する岐阜市民のために、市民意見交換会に参加されて

番号	項目	頁	指摘	意見	内容
					いない大多数の水道利用者に対して、さらなる広報活動を推進することが望まれる。 【上下水道事業政策課】
2	総合 (水道事業)	92 93		●	<企業債の支払利息負担について> 営業利益・支払利息及び企業債取扱諸費ともに減少傾向にあり、インタレスト・カバレッジ・レシオも 2.01 倍から 2.64 倍と目安である 1.0 倍を上回っている。 「水道料金のあり方についての答申追加資料集」から計算すると、令和 9 年度のインタレスト・カバレッジ・レシオは 1.87 倍と予測され 2 倍を切ることとなり、支払利息及び企業債取扱諸費の負担が大きくなることが予想される。 新規借入金の平均利率は約 0.61% と、令和 6 年 11 月 8 日現在の長期プライムレート 1.85% より低いものとなっているが、岐阜市上下水道事業部の新規借入金額は金額も大きく返済年数も長期にわたるため、今後もより一層の注視を要請したい。 【上下水道事業政策課】
3	総合 (水道事業)	94		●	<電子契約書について> 水道事業でも電子契約書への対応を進めており、令和 6 年 10 月より一部の工事については電子契約が可能となっている。 メリットの大きい取り組みであるため、今後より多くの業者が電子契約を利用できるよう、電子契約の対象範囲の拡大や普及に向けた啓発活動等を推進いただきたい。【上下水道事業政策課】
4	固定資産管理 (水道事業)	100		●	<固定資産の減価償却について> 固定資産の減価償却方法について、固定資産台帳の閲覧により確認を行った。その結果、例えば水道管や水道メーターなど、同様の内容の資産であるにもかかわらず、償却年数や残存価額が異なっているもの

番号	項目	頁	指摘	意見	内容
					が散見された。過去から引き継いでいる固定資産台帳であるためやむを得ない部分もあるが、同様の資産については同様の耐用年数、償却方法、残存価額で処理するのが望ましい。 【上下水道事業政策課】
5	固定資産管理 (水道事業)	100 101 102		●	<建物と構築物の残存価額について> 固定資産のうち建物と構築物の減価償却方法について、固定資産台帳の閲覧により確認を行った。その結果、取得価額の95%に相当する償却を行った固定資産については、それ以後減価償却を行わず、取得価額の5%が残存価額として貸借対照表に計上されている状態であった。これは、地方公営企業法施行規則第15条第1項の規定に従った処理である。一方で、同条第3項には、一定の構造の建物と構築物については、第1項の規定にかかわらず残存価額1円まで償却することができる旨の規定がある。残存価額とは、減価償却が終了した時点でのその資産の処分価額の見積額であるが、水道施設の建物や構築物が耐用年数経過後に取得価額の5%の処分価額を有するとは考えにくく、1円まで償却を行う方が合理的であると考えます。 一定の構造の建物や構築物については、残存価額が1円に達するまでの償却も検討すべきである。 【上下水道事業政策課】
6	固定資産管理 (水道事業)	102 103 104		●	<ソフトウェア取得の際の会計処理について> 岐阜市水道事業貸借対照表を閲覧したところ、無形固定資産として計上されているものは電話加入権のみであり、ソフトウェアは計上されていなかった。 地方公営企業法施行規則においては、ソ

番号	項目	頁	指摘	意見	内容
					フトウェアを無形固定資産として計上すべきとしている（第5条）。 また、償却額の算定に当たっては、有形固定資産の場合は、帳簿価額から残存価額10%を除いた金額に対して償却率を乗じることとしている（第15条）のに対して、無形固定資産の場合は、残存価額は設定せず帳簿価額にそのまま償却率を乗じることとしている（第16条）。 貸借対照表における表示に関しても、有形固定資産が原則として取得価額と減価償却累計額の総額表示とされている（第29条）のに対して、無形固定資産の場合は純額表示とされている（第31条）。本来無形固定資産として処理すべきソフトウェアを有形固定資産として処理した場合には、以下のような問題点が発生する。 i.無形固定資産（ソフトウェア）として表示すべき資産が有形固定資産（工具、器具及び備品）として表示されている ii.本来は残存価額の設定が不要な資産について、残存価額が設定されている。それに伴い、減価償却額の計上も過少となっている。 iii.本来純額表示すべき資産が総額表示されている。 水道事業においては、複数のシステムやソフトウェアを用いており、固定資産台帳の中にも「システム」や「ソフト」という文言を含む資産が複数含まれていた。これらの資産が有形固定資産として計上されていたため、資産の内容について確認を行ったところ、これらは全て機器組込の状態で取得されたものであり、物理的な形態を持たない単独のソフトウェアとして取得されたものはないとの回答を得た。単独の

番号	項目	頁	指摘	意見	内容
					ソフトウェアであれば無形固定資産として処理すべきであるが、機器組込のソフトウェアの場合は有形固定資産として処理している現状の会計処理は問題ないと考ええる。 ただし、今後は無形固定資産として処理すべきソフトウェアを取得する可能性もあるため、その際には適切な会計処理が行われるよう留意が必要である。 【上下水道事業政策課】
7	固定資産管理 (水道事業)	104		●	<ソフトウェアに関する会計規程の記載について> 会計規程の第 97 条には、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産の具体例が挙げられている。しかし、無形固定資産の具体例にソフトウェアの記載がない。昭和 62 年から使われている規定であるため策定当初の状況に応じた記載となっているものと思われるが、現在ではソフトウェアは代表的な無形固定資産の 1 つであると考えられるため、記載を追加することが望ましい。 【上下水道事業政策課】
8	固定資産管理 (水道事業)	104 105		●	<固定資産明細書の記載方法について> 岐阜市水道事業会計決算書に含まれる固定資産明細書については、科目ごとの記載が行われている。一方で、他市町村の水道事業に係る固定資産明細書の中には、科目を用途ごとに細分化して開示している事例もある。現状の開示方法は、地方公営企業法施行規則第 49 条の別記第十七様式に準拠しており、誤っているわけではない。しかし、より有用性のある情報開示につながると考えられるため、開示方法の見直しを検討する余地がある。 【上下水道事業政策課】

番号	項目	頁	指摘	意見	内容
9	固定資産管理 (水道事業)	105 106		●	<固定資産整理簿について> 工具、器具及び備品の管理方法について確認を行ったところ、固定資産台帳システム以外に固定資産整理簿と呼ばれるエクセルシートを用いて管理を行っていた。資産の増減があった場合はまず固定資産整理簿に記入を行い、決算後の7月以降に固定資産台帳システムに転記を行っていた。また決算日時点では当期取得分の資産が台帳に登録されていないため、固定資産台帳の情報と固定資産整理簿の情報をあわせて貸借対照表との整合性等を確認していた。 固定資産台帳よりも固定資産整理簿の方が管理を行いやすいためこのような方法を採用しているとのことであったが、決算時点において固定資産台帳が不完全である状態は望ましくない。また、固定資産整理簿から固定資産台帳へ転記する際の転記の手間や転記誤りのリスクも生じる可能性がある。 固定資産台帳を適時に整備し、転記の手間や転記誤りのリスクを排除するためにも、固定資産台帳による効率的な一元管理ができないかどうか、検討を行う余地がある。 【上下水道事業政策課】
10	固定資産管理 (水道事業)	106 107	●		<建設仮勘定の減損について> 地方公営企業法施行規則においては、減損会計の適用について、固定資産に減損を認識すべき場合には帳簿価額を減額すると定められている。 また、総務省が公表している公営企業会計の適用に関するQ&A集にも、建設仮勘定の減損についての記載がある。 令和5年度の貸借対照表に計上されて

番号	項目	頁	指摘	意見	内容
					いる建設仮勘定 1,422,178,735 円の内訳を確認したところ、平成 12 年に計上された木田配水池基本設計業務委託費 6,300,000 円及び平成 13 年に計上された木田配水池詳細設計業務委託費 21,500,000 円が含まれていた。 計上時点から 20 年以上が経過しているため、当該工事の実施可能性と当初作成した設計書の活用可能性を確認したところ、活用時期は未定であるとの回答を得た。 減損会計の対象となる可能性が十分あると考えられるため、今後の見込みを再度確認し、減損会計の適用の可否を判断すべきである。また、減損会計を適用しない場合においても、判断の過程を残しておくべきである。 【上下水道事業政策課】
11	固定資産管理 (水道事業)	107		●	<減損会計に関する規定について> 現状においては、減損会計の適用に関する処理規定が定められていない。減損会計の適用方法を明確にするためにも、減損会計に関する規定を整備すべきと考える。具体的には、会計規程の「第 8 章 固定資産」に減損会計に関する規定を追加することが考えられる。 【上下水道事業政策課】
12	固定資産管理 (水道事業)	107 108		●	<固定資産の管理マニュアルについて> 令和 5 年度に過年度の備品の除却漏れが発覚し、除却の会計処理を行っている。 そして、これを契機に「上下水道事業部備品管理事務マニュアル」が策定され、運用が開始されている。当該規定は、会計規程第 97 条第 1 号カに規定する工具、器具及び備品を対象とした管理マニュアルであり、工具、器具及び備品については、除却漏れのリスクは低減されていると考え

番号	項目	頁	指摘	意見	内容
					られる。 しかし、車両運搬具については、令和 5 年度末において、水道事業の固定資産台帳には 27 台の車両が計上されている。車両については、新規取得や廃棄があった際に固定資産台帳に反映させる仕組みにはなっているものの、期末における台帳と現物の確認は行っていない。備品と同様に除却漏れが発生する恐れもあるため、現物と台帳の確認作業を行うべきである。 また、構築物のうち配水管については、資産の特性上固定資産台帳と現物との完全な紐づけは困難である。現状においては、配水管の更新工事を行った際に、旧資産の敷設年度から対象資産を推定し、また更新した距離から除却相当分を割り出し、除却処理を行っている。 上記の方法には一定の合理性があると考えられるが、処理過程が複雑であるため、会計処理の一貫性が損なわれるリスクも高いと考えられる。そのため、備品と同様に、管理マニュアル等を整備することで処理方法について明確化し、会計処理の一貫性を担保することが望ましい。 【上下水道事業政策課】
13	棚卸資産・ 貯蔵品 (水道事業)	114		●	<貯蔵品台帳の管理方法について> 紙で作成されている貯蔵品管理台帳の閲覧を行ったところ、前期繰越の額のみが記載されており、期中の増減の記載がされていなかった。理由について確認したところ、実際の日々の貯蔵品管理は、エクセルシートの台帳により行っており、後日紙の台帳に転記を行っていた。貸借対照表に計上する貯蔵品の金額の集計もエクセルシートの台帳を用いていた。 紙の台帳については、従来からの引き継

番号	項目	頁	指摘	意見	内容
					ぎで形式的に作成されているだけであり、実際に管理上の役割は果たしていない状態であった。また、紙の台帳は、貯蔵品 1 種類ごとに 1 枚の用紙が用いられており、年度ごとに新たな用紙に転記を行う様式であるため、年度更新ごとに、すべての貯蔵品の台帳を手書きで転記するという作業が生じていた。 このような二重管理は、業務の効率化の観点から望ましくない。紙の台帳を廃しても業務上支障が無いようであれば、管理方法の見直しを行うべきである。 また、貯蔵品台帳に限らず、従来からの慣行で非効率な方法を採用している業務が無いかどうか確認を行い、必要に応じて業務方法の見直しを行うべきである。 【維持管理課】
14	棚卸資産・貯蔵品 (水道事業)	114 115	●		< 貯蔵品台帳と直費購入物品の管理について > 貯蔵品台帳と現物の一致を確認するため、上下水道事業部敷地内の貯蔵品倉庫において実査を行った。その結果、貯蔵品台帳に記載されている数量よりも現物の方が数量が多い事例が見つかった。 不一致の原因を質問したところ、貯蔵品台帳で管理されている物品以外に、会計規程 9 3 条 2 項に規定される直費購入の物品として管理されている物品があるとの回答を得た。同一の物品であっても、災害用に貯蔵しているものは貯蔵品として、日々の修繕で使用するものは直費購入として処理がなされている。 物品の管理自体は、会計規程に沿って行われており問題はないものの、払出単価や貸借対照表における貯蔵品の計上額に関して、以下のような問題が生じる可能性が

番号	項目	頁	指摘	意見	内容
					ある。 まず前提として、実際の物品の動きとしては、貯蔵品と直費購入分の区別をせず、古いものから順に払い出している。一方、管理上では、直費購入分から先に払い出されたという処理をしており、使用した物品は直費購入して補充している。使用数が直費購入分の在庫を上回った場合は不足分を貯蔵品から払い出したという処理がされ、購入価額で受入れている。 仮に、管理上では貯蔵品が払い出されず、直費購入分のみが払い出されるという状態が続いた場合、直費購入の際は、常に最新の単価で費用処理がなされる一方で、貸借対照表に計上されている貯蔵品の単価は、更新されないこととなる。直費購入分が不足し貯蔵品が払い出されれば、貯蔵品の単価は更新されるが、少なくとも常に最新の単価に更新されるわけではない。 ここで、地方公営企業法施行規則においては、先入先出法又は移動平均法により棚卸資産の評価を行うこととしている。 現状において、貯蔵品の評価方法は先入先出法を用いているため、形式的には規定を逸脱しているわけではない。しかしながら、実際には棚卸資産の評価額は現実の価額とずれが生じている。 現状の処理による貸借対照表への影響額を検証し、影響度合いによっては、管理方法の見直しも検討すべきである。 【維持管理課】
15	IT 及び セキュリティ (水道事業)	116 117		●	<セキュリティの外部監査について> ヒアリングの結果、全般的なセキュリティ対策は、「行政情報セキュリティ対策基準」及び「情報セキュリティ基本方針」に従っており、行政部による OS アップデー

番号	項目	頁	指摘	意見	内容
					トや監視活動、セキュリティ研修の実施等により、行われているとの回答を得た。 また、現在使用している水道供給に関連するシステムについては、外部のネットワークから遮断されており、サイバー攻撃等の対象になることは想定されない旨の回答を得た。 ここで、国土交通省より公表されている「水道分野における情報セキュリティガイドライン」の7「監査の実施」には、必要に応じて内部監査だけではなく外部監査の実施も想定されている。 水道事業は、利用者の生命にも係る非常に重要な事業であるため、万が一に備えて万全のセキュリティ対策を行うべきである。そのためにも、岐阜市の内部的なセキュリティ対策だけでなく、外部監査の活用も検討する余地がある。 【上下水道事業政策課】
16	退職給付引当金 (水道事業)	120		●	<退職給付引当金の計上方法におけるマニュアル等整備について> 退職給付引当金については、会計規程に規定されているが、計上金額算出等の計上方法等を定めた事務処理の要綱やマニュアル等は、現状未整備であった。異動に伴う担当者交代時の引継ぎ等を円滑に行えるようにするためにも、退職給付引当金に係るマニュアル等の整備をすることが望ましい。 【上下水道事業政策課】
17	貸倒引当金 (水道事業)	124 125		●	<債権区分による貸倒引当金算定について> 貸倒引当金とは、未収金等の債権について、回収することが困難と予想される額を見積り引き当てたものである。当該引当金は、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、

番号	項目	頁	指摘	意見	内容
					債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等の合理的な基準により算定する必要がある。すなわち、貸倒引当金の計算に当たって、対象となる債権を債務者の状態に応じて区分した上で、それぞれに対して貸倒見積高を計算することが望まれる。 この債権区分に関しては、民間企業が適用している計上時の債権区分について、「金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号 平成20年3月10日 企業会計基準委員会）」が参考となると考える。金融商品に関する会計基準第27項は、債権を、一般債権・貸倒懸念債権・破産更生債権の3つに区分している。 岐阜市水道事業においては、貸倒引当金の計算について、岐阜市水道事業会計決算書の【注記】I 重要な会計方針2 引当金の計上方法（3）貸倒引当金で、「債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。」と記載されているが、その計算方法や債権区分についての記載はない。 現状は、貸倒引当金の設定対象となる債権を区分しておらず、期末未収金すべてを一般債権として貸倒引当金を算定している形となっている。そのため、水道事業として債権の状況をどのように考え、その債権に対してどのような貸倒の見積りを行っているのかが明確でなく、一貫したルールの下での貸倒引当金計算ができないと考えられるため、貸倒引当金の計算方法及びその前提となる債権の区分を規定する内規等を整備することが望ましい。 【上下水道事業政策課】
18	貸倒引当金 （水道事業）	125		●	<貸倒引当金の計上方法についてのマニュアル等整備について>

番号	項目	頁	指摘	意見	内容
					貸倒引当金計上金額算出等の計上方法等を定めた事務処理の要綱やマニュアル等は、現状未整備であった。異動に伴う担当者交代時の引継ぎ等を円滑に行えるようにするためにも、貸倒引当金に係るマニュアル等の整備をすることが望ましい。 【上下水道事業政策課】
19	貸倒引当金 (水道事業)	125	●		<貸倒引当金の算定に使用する残高の消費税の取扱いについて> 現状の貸倒引当金は、未収金残高と貸倒損失を消費税抜きの金額を使用して計算している。 貸倒実績率算定にあたり、当期の不納欠損金と前年度末未収金残高とも消費税抜きで計算することに一定の合理性はあると考えるが、当年度の貸倒引当金算定時に当年度末未収金残高を消費税抜きで計算すると、未収金のうち消費税を除いた部分のみが回収不能見込みで、消費税部分は回収可能との誤解を生じるおそれがあると考ええる。 そのため、当年度の貸倒引当金計算時には、消費税も含めた未収金残高を使用すべきである。 【上下水道事業政策課】
20	契約管理 (水道事業)	137		●	<再委託業者への反社会的勢力の排除の確認について> 本荘水源地・西側配水池耐震補強工事契約は、再委託業者 18 件、再委託金額の契約金額に占める割合が約 70%程度となっており、再委託先の業務は重要と考えられる。 施工体制一般のチェックリストには、「施工体制台帳には全ての下請契約書(写)が添付されているか」等の項目があり、委託業者と再委託業者間で反社会的勢

番号	項目	頁	指摘	意見	内容
					力の排除の確認を行っているものの、岐阜市上下水道事業部と再委託業者間では、直接の確認を行っていない。 今後は、再委託業者から岐阜市上下水道事業部へ、反社会的勢力でないことの誓約書等の提供を求める等の対応が望ましい。 【上下水道事業政策課】
21	契約管理 (水道事業)	142		●	<審査結果の公表について> 令和6年1月1日から令和10年12月31日を契約期間とする「岐阜市上下水道営業関連業務委託」について、令和4年9月28日付け岐阜市上下水道事業部公告第49号にて公告し、公募型プロポーザル方式を実施した結果、ヴェオリア・ジェネッツ(株)中部支店が選定された。 当該契約にかかる業者選定方法は、岐阜市行政部契約課が公表している「岐阜市プロポーザル方式ガイドライン」に基づいて実施しているかどうかを確認するために、審査委員会の設置要綱、評価基準の資料を閲覧したところ、概ねガイドラインどおりに運用されていた。 しかし、岐阜市プロポーザル方式ガイドラインでは、審査結果を評価項目ごとの点数及び合計点を情報公開として岐阜市ホームページに公表すること（通常型・簡易型）となっているが、当該契約に係る公表事項は合計点のみの公表となっている。 公表していない理由を確認したところ、「岐阜市上下水道営業関連業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領」において、各評価項目の点数及び評価点を算出するための計算式は公表しないものとする、とされたためとのことであった。 今後は、岐阜市プロポーザル方式ガイド

番号	項目	頁	指摘	意見	内容
					ラインに沿い審査結果を公表するよう努めることが望ましい。【営業課】
22	契約管理 (水道事業)	142 143		●	<コスト面への影響について> 岐阜市上下水道営業関連業務委託契約は、プロポーザル方式による業者選定のため、単純に価格だけで判断すべき内容ではないものの、当契約は5年間にわたるものであり、コスト面での影響も大きいため、次回以降の委託契約は、包括委託契約ではなく、個々の業務の委託契約を行うことも検討することが望ましい。【営業課】
23	契約管理 (水道事業)	143		●	<競争性の確保について> 平成31年1月から令和10年12月までの期間、同一の業者との契約が継続中である。プロポーザル方式に参加した応募者は1者のみであり、競争性が十分に発揮されている状況とは言えないことから、上記「コスト面への影響」にも記載したとおり、包括委託契約ではなく、個々の業務の委託契約を行うことも検討することが望ましい。【営業課】
24	総合 (中央卸売市場事業)	147		●	<中央卸売市場再整備事業の方針転換の決定について> 今回の岐阜市中央卸売市場再整備事業の方針転換の決定は、経済的合理性の観点に基づくものと推察される。再整備投資額は、いずれ減価償却費の負担となって、岐阜市中央卸売市場の将来の業績及び財政状態に大きな影響を及ぼすものでもある。実態をふまえた効果的・効率的な再整備事業とするために、岐阜市中央卸売市場及び市場内業者が抱える現在の経営上の課題を明らかにすることが望ましい。 【中央卸売市場】
25	売上高割使用料	151	●		<仲卸業者に対する売上高割使用料について>

番号	項目	頁	指摘	意見	内容
	(中央卸売市場事業)				仲卸業者に対する売上高割使用料は、場内卸売業者以外の者から買い入れた物品の販売金額を対象としている。そして、その金額は、仲卸業者から提出される買入物品販売報告書から把握することになっているが、その提出するタイミングは、該当する取引が発生した時としており、無い場合には特に報告書の提出は求めているとのことである。 これは、業務条例第 48 条にて、仲卸業者は卸売業者以外の者から買い入れて販売した時に報告することを求めていることが理由となっている。 ただし、仲卸業者からの自己申告に拠っているところ、報告対象とすべき取引があるにも関わらず報告を失念していることも考えられる。 そこで、該当取引が無い時でも「取引無し」として報告させるなどして、全ての仲卸業者から報告を徴求する必要がある。 【中央卸売市場】
26	施設使用料 (中央卸売市場事業)	154 155	●		<施設使用料単価の改定について> 市場使用料の最終改定は、平成 31 年のことであり、その際、売上高割使用料の料率を変更したとのことである。施設使用料の各単価については、平成 31 年以前より、改定されていないことが窺える。 施設利用料計算式は、昭和 48 年 9 月農林省食品流通局市場課作成の『市場使用料について(市場使用料算定式及び算定例)』に基づくものである。 当該計算式の一要素である一般管理費は、人件費及び物件費で構成され、物件費は、主に備品消耗品費、水道光熱費、委託料で構成されている。 これらは、今後 5 年分を見積もり算定す

番号	項目	頁	指摘	意見	内容
					ることとなっており、定期的に見直しの上、改定の有無を判断する必要があると考えられるが、このような見直しは行われていない。 この点については、持続可能な中央卸売市場運営の実現には、市場の歳出に応じた適切な受益者負担が必要である一方、市民に生鮮食料品を安定的に供給する役割を果たすため、施設使用料の変動を抑制し、場内業者の安定的な経営を図ることも大切である。こうした中、市場の再整備事業を進める中で、施設使用料の見直しについて、場内業者の意見を聴取しており、今後、再整備事業にあわせて、算定式の見直しや使用料の改定基準等を検討していくとのことである。 現状、市民に生鮮食料品を安定的に供給するという市場の役割に鑑み、場内業者の経営安定化を図るべく負担を抑制するという趣旨には特に問題は無い。ただし、燃料、資材をはじめとする物価変動、賃金相場の変動によって回収すべき市場運営コストは変動するものであり、その変動に応じて利用者負担額も変動すべきと考える。 現状、市場再整備事業が進められているなか、再整備後の市場運営に必要なコストに応じた算定式の見直し、使用料の改定を期待したい。 【中央卸売市場】
27	施設使用料 (中央卸売市場事業)	156	●		<施設使用料計算過程のシステム化について> 現状、施設使用料の計算は、エクセルファイルを用いて計算されている。現状、庶務係にて、計算過程及び結果を複数人でチェックしているとのことであるが、エクセルシートの短所として、集計範囲や参照す

番号	項目	頁	指摘	意見	内容
					るセルの設定に誤りや漏れが生じやすいことが挙げられるところ、施設使用料の計算対象となる項目も多岐にわたり、卸売業者・仲卸業者を始めとする市場参加者数も20社以上となることから、誤りも生じやすいと考えられる。 そこで、事務ミスも防止、計算作業の効率化を図るためにもシステム化の導入も一考されたい。 【中央卸売市場】
28	営業未収金管理 (中央卸売市場事業)	168	●		<長期未回収債権の整理について> ① Aの現況について Aは、存続しており、先方の債務認識はあるとのことである。直近（令和6年7月時点）で連絡は可能である。 ② Bの現況について 休業状態であるが連絡は可能である。製造設備が地面に固着しており、撤去費用も少なくないと見込まれ、明け渡し困難な状況である。 岐阜市中央卸売市場事業では、先方に連絡を取る等して回収努力はしている。また、時効完成により不納欠損処理を適宜行っている。 ただし、Aに対する債権は、平成21年度より残っており、滞留期間を鑑みると、今後の回収可能性に疑義があることから、債権放棄により整理することも必要である。 また、貸借対照表の表示に当たっては、このような長期未回収債権は、正常な営業循環過程から外れていることから、流動資産区分では無く、固定資産区分の投資その他の資産に振り替えることが望ましい。 【中央卸売市場】

番号	項目	頁	指摘	意見	内容
29	卸売業者の財務状況に関する指導・監督 (中央卸売市場事業)	169	●		<卸売業者に対する経営指導について> 長期にわたる経営指導においては、経営指導の詳細な記録と、経営改善の進捗管理が必要である。平成 18 年度に実施された岐阜市中央卸売市場を対象とする包括外部監査において、卸売業者の財務状況の評価・把握に関し、公認会計士や中小企業診断士等の専門家による指導が奨励されている。実効性のある経営指導には会計的な視点が必要であることをふまえて、業務条例第 71 条の本旨に基づく卸売業者の経営指導体制の構築が強く望まれる。 【中央卸売市場】
30	仲卸業者の財務状況に関する指導・監督 (中央卸売市場事業)	170	●		<仲卸業者の財務状況に関する指導・監督について> 直近 10 年間における仲卸業者数の減少率は、市場関係業者のなかで最も高い。 仲卸業者の正確な状況把握の重要性に鑑み、前回包括外部監査以来の指導監督体制の課題に対応されたい。 【中央卸売市場】

なお、本報告書に記述している「指摘」及び「意見」は、以下のとおりである。

「指摘」とは、財務に関する事務の執行において①法令・条例・規則等に抵触するもの、②有効性・効率性・経済性の観点から著しく問題があるもので改善を求めるものである。

「意見」とは、①「指摘」には該当しないが、組織及び運営の合理化の観点から意見を述べるもの、②その他改善が望ましいものをいう。